

光が丘第五小学校・光が丘第六小学校 統合準備会(第11回) 要点記録

開催日時	平成21年6月5日(金)午後7時~午後8時40分	
会場	光が丘第六小学校 視聴覚室	
出席者	委員	鈴木久、嶋英治、佐藤育子、田中綾子、田辺しゅう子、横山かおる、渡部博子、白鳥由美、濱本日出雄、野村直子、大内美佐江、中山亘、今給黎摂子、関根聰吉、栗野麻美(敬称略)
	その他	学校教育部長
	事務局	新しい学校づくり担当課
傍聴者	0人	
案件	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合準備会(第10回)の要点記録の確認 2 統合新校の通学路の安全確保の検討について 3 統合新校の校章の検討について 4 統合新校の校歌の検討について 5 その他 	

1 統合準備会(第10回)の要点記録の確認

事務局

事務局が作成した「統合準備会(第10回)の要点記録(案)」の内容を、委員の方々に確認してもらいたい。訂正すべき点があった場合は、6月11日(木)までに事務局へ連絡してほしい。その後、発言者を無記名にして、新しい学校づくり担当課のホームページで公開する。

2 統合新校の通学路の安全確保の検討について

〔資料「統合新校の通学路の安全確保の検討について」に沿って説明〕

【概要】

現在の通学路について

- ・ 光五小については車の通行量の多い大通りを通らず、個人登校を基本としている。区域外から通学している児童については、各家庭へ安全の確保をお願いしており、通学路は指定していない
- ・ 光六小については田柄五丁目から多くの児童が通学しているので、集団で登下校している。区域外から通学している児童については、各家庭で通学の指導をお願いしている

統合新校の通学路指定の基本的な考え方について

- ・ 光六小の通学区域の通学路は、維持する
- ・ 光五小の通学区域から統合新校までの通学路は、通学の安全面を考慮しながら指定する
- ・ 通学区域を変更する田柄五丁目 10 番～17 番（現光七小の通学区域）、田柄五丁目 4～7 番（現練馬小の通学区域）からの通学路の安全確保を検討する

事務局

通学路の安全確保は、本日を含め 3 回の協議を予定している。本日の意見を踏まえ、次回の統合準備会までに統合新校の通学路を学校が指定する。通学路の改善要望等があれば教えてほしい。

委員

時間帯によって人通りが少なくなる道を選んでいただきたい。

会長

今の意見は交通安全面だけではなく、いわゆる不審者対応の点からも配慮して決めてほしいということだと思う。

副会長

当然、配慮しないとイケない。

委員

見通しのきく通学路を設定していただきたい。

会長

通学路の設定にあたっては、通学区域からの登校を原則として考えているので、通学区域外から通学している児童の安全については、各家庭で指導していただきたい。事務局は、新たに通学区域となる箇所への対応を考えているか。

事務局

検討すべき課題であると認識している。

委員

十数年前から光六小の校門前に横断歩道や信号機を設置する要望を、おそらく毎年、警察署に提出していると思う。区からも要望していただきたい。

事務局

通学路の安全確保の点で要望があれば、関係機関へ働きかけたいと考えている。要望内容についても協議していただきたい。

委員

警察署へ要望してから、その結果が出るまで時間がかかると思うので、できれば本日、要望内容を決定していただきたい。

会長

田柄梅林公園と巣鴨信用金庫の2箇所に信号機付きの横断歩道があるが、学校から距離が離れている。これまでも、光六小前に信号機付き横断歩道を設置する要望書を警察署へ提出しているということか。

委員

十数年前から毎年、PTAから警察署へ要望している。

委員

数年前に警察署へ要望書を出したようだ。警察署は回答を順番に出していくようで、我々の順番は6番目か4番目だと聞いた。是非、今回、横断歩道を設置していただきたいと思う。

会長

統合時に田柄五丁目のエリアが通学区域になって、その順番が繰り上がる可能性はあるのか。

事務局

警察の立場ではないので、はっきりと申し上げられないが、大きな要素の一つになるのではないか。

会長

通学路に信号機と横断歩道が設置されているのが望ましいのは確かだと思うので、要望書を提出するという方向でよろしいか。学校名で要望書を出すのか。

事務局

今日のご意見は、区の土木部へ報告する。土木部によると、地域から直接、要望書を出していただくのが望ましいとのことだ。統合準備会名や学校関係者の連名で要望書を作成する方法もある。次回、事務局が作成する要望書案を確認し、それを統合準備会委員の連名で提出するという方法はどうか。統合準備会名で出すなら、PTA会長等の連名にする方法もあると思う。

会長

正門前に横断歩道と信号機を設置する要望書を提出するというのでよいか。

- 異議なし -

3 統合新校の校章の検討について

〔資料「統合新校の校章の検討について」に沿って説明。第10回統合準備会における校章図案の募集や募集範囲等に関する意見について、事務局から報告〕

【概要】

(1) 光が丘第一小学校・光が丘第二小学校統合準備会

- ・公募に賛成である
- ・デザインは専門性が必要なので、全区的に公募し、より多く集めたほうがよい
- ・公募した案を児童に人気投票したらどうか

(2) 光が丘第三小学校・光が丘第四小学校統合準備会

- ・公募に賛成である
- ・地域に卒業生が住んでいるので、公募の範囲は、校名を募集したときと同じ児童・保護者・地域がよい
- ・全区的に募集したほうがよい

(3) 光が丘第五小学校・光が丘第六小学校統合準備会

- ・公募に賛成である
- ・公募にあたっては、両校の教員の意見を反映させるべきだ

(4) 光が丘第七小学校・田柄第三小学校統合準備会

- ・公募に賛成である
- ・校章の検討は、統合新校の開校後でもよいのではないか
- ・支給される学校指定用品に校章が入っているほうがよいので、開校前に検討するほうがよい

〔校章図案の募集案について、事務局から説明〕

【概要】

(1) 募集の目的

- ・統合準備会において、統合新校の校章を検討するにあたり、統合対象校の児童・保護者・教職員、光が丘および周辺地域を中心に周知するが、区内全域を対象として統合新校の校章図案を募集する

(2) 募集期間

- ・平成21年6月18日(木)～7月17日(金)

(3) 募集の対象者と応募方法

児童

- ・学校を通じて配付する応募用紙で応募する

保護者・教職員

- ・6月18日(木)発行予定の統合準備会だより(第11号)に添付された応募用紙で応募する
光が丘および周辺地域
- ・6月18日(木)発行予定の統合準備会だより(第11号)の町会回覧や掲示により周知し、
光が丘区民事務所、光が丘図書館および地区区民館(旭町南、光が丘、田柄)において配

布される統合新校ごとの応募用紙（４種類）で応募する
その他の地域

- ・区報・ホームページにより周知し、新しい学校づくり担当課で受け付ける。応募用紙は指定しない

(4)募集にあたっての留意事項

- ・未発表のオリジナル作品に限る
- ・応募作品は返却しない
- ・応募作品の著作権は、教育委員会に帰属する
- ・応募作品は、専門家により補正する場合がある
- ・児童・保護者および教職員については氏名欄を、光が丘および周辺地域の方については住所・氏名欄を設ける
- ・その他の地域の方については、住所・氏名の記入を求める
- ・校章図案の説明を記入してもらう
- ・指定の応募用紙でなくても有効とする
- ・選考の結果、図案が採用された方の氏名を発表する

事務局

統合準備会の意見を踏まえて、校章図案の募集方法の案をまとめた。本日、統合準備会としての意見をまとめていただければ、6月18日(木)から7月17日(金)まで公募させていただく。7月下旬の統合準備会から、応募された図案をもとに、3回の協議で1つの校章図案を選定させていただく。最終的には専門家による補正および学校による調整を行って完成させる。

委員

校章図案を統合準備会で絞り込むにあたって、校名の検討で行ったように、児童にアンケートをとることを考えているか。

会長

スケジュールの面で厳しいと思うが、意見を聞いたほうが良いなら、工夫してやるしかない。

事務局

校名のときは、募集終了後にアンケートをとっていなかった。

委員

アンケートをとりたい気持ちは分かるが、統合準備会で絞り込むことを中心に考えるのが望ましいのではないか。

委員

時間に余裕があれば、アンケートをとってもよいと思う。

会長

アンケートをとるかどうかは、今回で結論が出ないなら、次回以降、再検討することとした
い。

委員

募集結果を公表する機会を設けるのか。

会長

統合準備会だよりで公表するのは難しいと思う。

事務局

統合準備会だよりで募集結果を可能な限りお知らせしたいが、紙面の分量に制約があるので、
全てを掲載することは難しい。体裁については検討させていただきたい。

会長

校名なら言葉を拾えばいいが、校章図案となると難しい。

委員

4つの統合準備会で校章・校歌の募集方法の足並みを揃えるのか。

事務局

4つの統合準備会とも、公募することで一致すれば、募集方法も統一したい。

委員

統合準備会だよりで募集結果を全て公表するのは難しい。多くの人が閲覧できるように、ど
こかの場所に掲示してはどうか。

会長

夏休み期間中は難しいと思うが、学校で募集結果を掲示して広く周知するのはよいと思う。

副会長

他に意見はあるか。なければ、事務局案のとおり校章図案を募集することとしたいがよいか。

- 異議なし -

4 統合新校の校歌の検討について

〔資料「統合新校の校歌の検討について」に沿って説明。第10回統合準備会における校歌の
歌詞に入れたい言葉の募集や募集範囲等に関する意見について、事務局から報告〕

【概要】

- (1) 光が丘第一小学校・光が丘第二小学校統合準備会
 - ・公募に賛成である
 - ・校歌の歌詞を全区的に公募してよいか疑問である
 - ・公募した案を児童に人気投票したらどうか
- (2) 光が丘第三小学校・光が丘第四小学校統合準備会
 - ・公募に賛成である
 - ・校歌の制作を開校までに間に合わせたほうがよい
 - ・校歌の歌詞については、専門性は必要ないため、公募の範囲は、保護者・児童・地域でよい
- (3) 光が丘第五小学校・光が丘第六小学校統合準備会
 - ・公募に賛成である
 - ・公募にあたっては、両校の教員の意見を反映させるべきだ
- (4) 光が丘第七小学校・田柄第三小学校統合準備会
 - ・公募に賛成である
 - ・校歌の検討は、統合新校の開校後でもよいのではないか

〔校歌の歌詞に入れたい言葉の募集案について、事務局から説明〕

【概要】

- (1) 募集の目的
 - ・統合準備会において、統合新校の校歌を検討するにあたり、統合対象校の児童・保護者・教職員、光が丘および周辺地域を対象として、統合新校の校歌の歌詞に入れたい言葉を募集する
- (2) 募集期間
 - ・平成 21 年 8 月下旬～9 月中旬
- (3) 募集の対象者と応募方法
 - 児童
 - ・学校を通じて配付する応募用紙で応募する
 - 保護者・教職員
 - ・8 月下旬発行予定の統合準備会だより（第 12 号）に添付された応募用紙で応募する
 - 光が丘および周辺地域
 - ・8 月下旬発行予定の統合準備会だより（第 12 号）の町会回覧や掲示により周知し、光が丘区民事務所、光が丘図書館および地区区民館（旭町南、光が丘、田柄）において配布される統合新校ごとの応募用紙（4 種類）で応募する
- (4) 募集にあたっての留意事項
 - ・児童・保護者および教職員については氏名欄を、光が丘および周辺地域の方については住所・氏名欄を設ける
 - ・校歌の歌詞に入れたい言葉の説明や思いを記入してもらう
 - ・メロディ（作曲）は募集しない

- ・指定の応募用紙でなくても有効とする

委員

応募用紙に記載のある「フレーズ」という言葉はあいまいな表現であり、児童には理解しづらいのではないかと。

会長

「フレーズ」は、「言葉」に言い換えたほうが児童が理解しやすいと思うので、修正することとしたい。

委員

募集結果から統合準備会でどうやって校歌を決定するのか。

会長

募集結果から絞り込んだものを作詞家に伝える。

委員

歌詞ではなく言葉を募集して、それらをできるだけ取り込むように作詞家に依頼するということが。作詞家・作曲家はどうやって選ぶのか。

事務局

統合準備会で作詞・作曲ができる方を複数出していただく。該当者がいない場合には、事務局が制作会社に依頼する。

委員

小学校の校歌としてふさわしいものを作曲していただかなければならないので、作曲家を1回で決めようとするのはリスクが大きい。

事務局

作曲家に複数作曲してもらい、そのいずれかを選択する方法もあるが、予算の制約がある。

委員

複数から選ぶべきだ。

事務局

統合準備会の協議の結果、そのような方法を選んでもよいと思う。1校あたりの予算は、作詞・作曲併せて200万円だ。

副会長

作曲家は自分にとって最善のものを1曲しか作曲しないと思う。リスクは大きいと思うが、歌詞のイメージを作曲家に上手く伝えながら依頼するしかないと思う。また、どのような言葉をどのくらい選んで作詞家に渡すのかというのも難しい問題だ。

委員

作成途中の曲を統合準備会で検討する機会ができるといいと思う。児童が歌いにくい箇所があれば修正する可能性があることを、事前に説明したらどうか。

副会長

依頼者と作詞・作曲家との信頼関係ができており、依頼者が校歌への想いをどれだけ熱く伝えられるかが重要だ。

会長

作成途中の曲を統合準備会で検討する機会があることを事前に承諾いただける方に依頼したらどうか。

委員

そのような条件なら、作詞・作曲家は、光五小や光六小の関係者が相応しいと思うので、次回までに保護者の方々に探していただくことにしたらどうか。

委員

作曲家に依頼するのはメロディだけなのか。ピアノ伴奏やオーケストラはどうするのか。

会長

校歌の場合、通常、作曲は伴奏までだ。

委員

資料に記載されている「メロディ」という表現は正確ではない。

会長

通常の伴奏付きの校歌を指すなら、「メロディ」ではなく「作曲」に修正すべきだ。

委員

作詞の完成後、作曲を依頼するのか。

事務局

作詞の完成後に、2~3ヶ月程度の作成期間で作曲を依頼する。

委員

作詞・作曲で時間がかかると、校歌を修正する時間がとれなくなってしまうのではないか。

事務局

修正期間を含めて、完成まで約3ヶ月かかるということだ。

委員

校章の募集が6月中旬～7月中旬、校歌の募集が8月下旬～9月中旬のように毎月、何らかの募集があつて児童が負担を感じないのか。

会長

夏休みを挟んでおり、関心のある児童だけが応募するので、負担にはならないと思う。

委員

学校からは、例えば、6月は校章の募集、8月は校歌の募集だということを児童に伝えるということによいか。

会長

そうだ。

委員

この応募用紙には、歌詞に入れたい言葉を1つだけ書くのか、複数書いてもよいのか。

会長

個人的には、いくつ書いてもいいと思う。

委員

縦書きで罫線を4～5行入れて、言葉は「複数可」としていただきたい。

会長

児童によっては作詞する子もいるかもしれないが、よろしいか。

委員

募集すると、校名のようにたくさん応募が来ると思うが、校章や校歌の歌詞に入れたい言葉についても、校名の検討のように事務局で整理していただけたらということによいか。

事務局

検討しやすいように見やすく整理し、資料を作成する。

委員

校歌の作曲ができそうな人を何人が知っているので、相談をしようと思うが、どのように話したらよいか。

副会長

作曲家が正式に依頼を受けたと誤解しないように、該当者がいれば、事務局に情報提供することが先決だと思う。

委員

複数いる場合、みんなに声をかけたほうがいいのか、1人に絞ったほうがいいのか。

会長

相手が誤解するような言い方をするなら、かえって言わないほうがいい。

委員

「作曲できる方はいるか」と聞くのはどうか。

会長

聞くこと自体は問題ないと思う。

委員

作曲家の経歴や実績が選定の基準になる。選定までの手順について共通認識を持っておくべきだ。

副会長

他に意見はあるか。なければ、事務局案のとおり校歌の歌詞に入れたい言葉を募集することとしたいがよいか。

- 異議なし -

5 その他

委員

光一小と光三小では、卒業記念作品の見学会を開催するようだが、光六小ではどう考えているのか。

副会長

特に予定していない。

委員

特定の日に見学会を開催するのではなく、随時、見学を受け付けるということか。

副会長

ねりま区報への掲載は、卒業生に周知する方法の一つだと思ったが、間に合わなかった。電話で学校に問い合わせさせていただいたうえで、随時、見に来ていただきたいと考えている。

委員

光六小の玄関スロープは傾斜が急すぎて、車いすで前向きに降りるのはとても怖い。

副会長

車椅子の来訪者で介助者がいない場合は、北門まで迂回してもらっている。

委員

スロープを改修するかどうかの検討結果はどうなったのか。

副会長

スロープを緩やかにするには、スロープを校庭に沿って体育倉庫の辺りまで削り、Uターンするカーブを設ける必要がある。これは大規模な工事になってしまうので、検討の結果、改修しないことになった。

委員

傾斜を緩やかにすることは無理でも、表面の素材を変更するといった工夫するなど再考してもらいたい。

事務局

今のレンガ素材を全面張り替えることは非常に難しいが、改めて別の対応を検討したい。

事務局

保護者や地域の方々を対象とした統合新校の改修工事説明会を6月末～7月上旬にかけて開催する。光六小では、6月30日(火)の19時から保護者を対象に、7月5日(日)の10時から地域の方を対象に行う。保護者の方々には学校を通じて説明会のお知らせを配付する。また、学校周辺の地域の方々には、説明会のお知らせを戸別配付する。

会長

第12回は、7月24日(金)の19時から光五小で開催する。第13回は、8月31日(月)の19時から、光六小で開催を予定している。本日の統合準備会はこれで終了する。